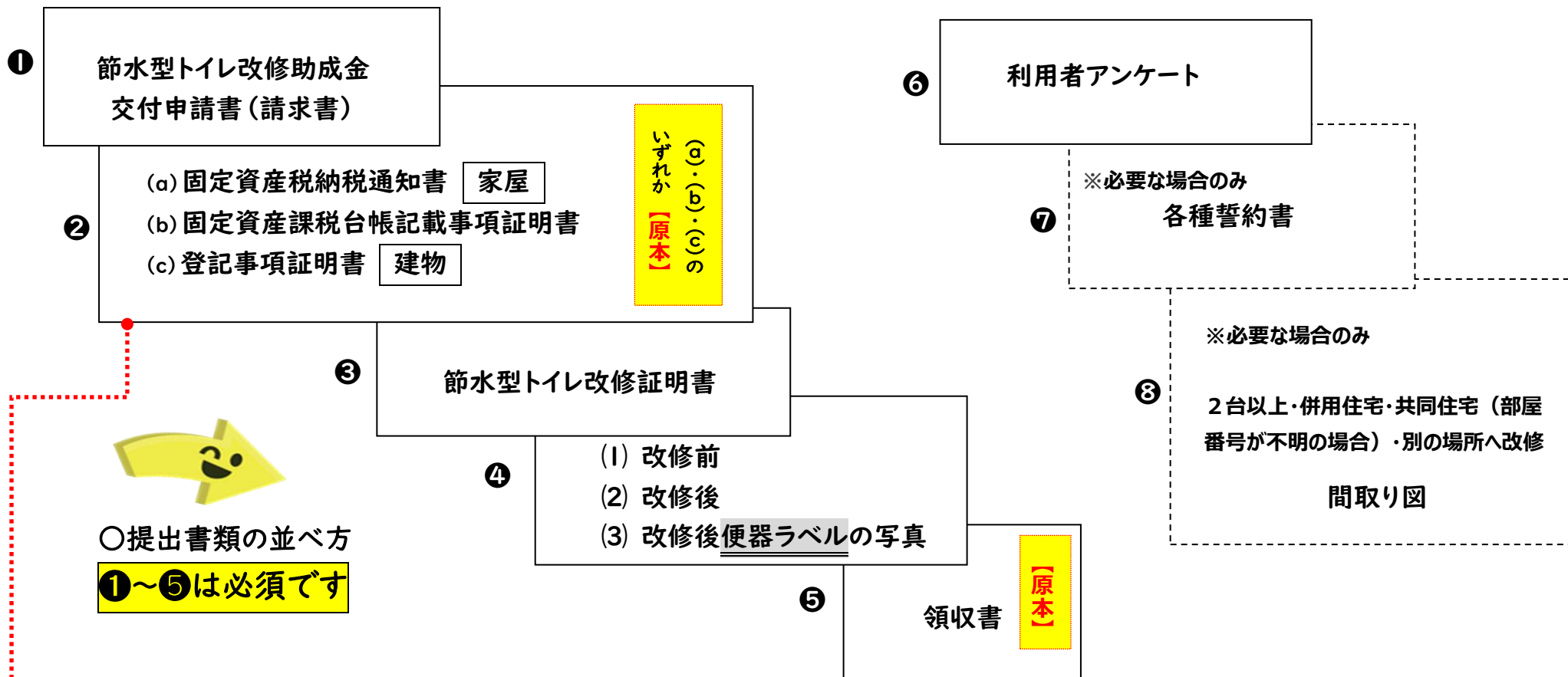


○助成金交付申請時の提出書類一覧<トイレ本体、改修工事ともに松山市内の事業者に依頼することが要件>

申請時の提出書類	注意事項													
<p>①助成金交付申請書(請求書) (様式第1号)</p> <p><u>※氏名と助成金額の訂正は不可。</u> ※電話番号は、平日の日中に連絡がとれる携帯などの番号を記載してください。</p>	<p>・節水型トイレ改修住宅の場所(地番)は、下記②の書類で確認した家屋の「所在地」です。(住所と同じ場合と異なる場合があります。)</p> <p>・2台改修する場合は、改修後の洗浄水量を2段書きなどで記入してください。また、改修前の洗浄水量(大)は事業者の方にご確認いただき、改修前後で1L以上(2台の場合は合計2L以上)減少している場合は<input checked="" type="checkbox"/>。</p> <p>・助成金額(令和3年度から助成金額は下記の額に変更しました。)</p> <table border="1" data-bbox="608 421 1445 645"> <thead> <tr> <th>台数</th> <th>洗浄水量(大)</th> <th>助成金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1台改修の場合</td> <td>4L超え~6.5L以下…(A)</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>4L以下…(B)</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2台(以上)改修の場合</td> <td>(A)のトイレのみ</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>(B)のトイレを含む</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table>	台数	洗浄水量(大)	助成金額	1台改修の場合	4L超え~6.5L以下…(A)	10,000円	4L以下…(B)	20,000円	2台(以上)改修の場合	(A)のトイレのみ	20,000円	(B)のトイレを含む	30,000円
台数	洗浄水量(大)	助成金額												
1台改修の場合	4L超え~6.5L以下…(A)	10,000円												
	4L以下…(B)	20,000円												
2台(以上)改修の場合	(A)のトイレのみ	20,000円												
	(B)のトイレを含む	30,000円												
<p>②申請者が住宅の所有者であることを確認できる書類 <u>(a)・(b)・(c)のいずれか【原本】</u></p>	<p>(a) <u>令和3年度</u>固定資産税納税通知書 ※確認後、コピーをとってお返します。 ※<u>家屋分</u>の書類が必要です。</p> <p>(b) <u>令和3年度</u>固定資産課税台帳記載事項証明書</p> <p>(c) 登記事項証明書 ※法務局発行(<u>令和3年1月1日以降</u>に取得したもの) ※<u>建物分</u>の書類が必要です。</p> <p>相続登記の手続きが完了していない場合など、上記書類で申請者が住宅の所有者であることを確認ができない場合は、追加書類が必要になりますので、事前にご相談ください。また、(c)の所有者住所と住民記録情報の住所が一致しない場合は、別途書類が必要な場合があります。</p>													
<p>③節水型トイレ改修証明書 (様式第2号)</p>	<p>・松山市内の事業者(契約業者)の方が証明してください。</p>													
<p>④写真 ※全てカラー写真</p>	<p>・工事写真台紙に、設置状況が分かる(1)改修前・(2)改修後のトイレ、(3)改修後便器ラベルの写真(便器製品のメーカー名・製品番号・製造番号を1枚で鮮明に写す)を各1枚の計3枚を貼って申請者氏名を記入し提出してください。 ※カラーで工事写真台紙と同じようにA4プリントアウトしたもので可</p>													
<p>⑤領収書【原本】</p>	<p>・申請者宛ての領収書です。 ・内訳として、(○台分)トイレ本体○○○○円(税込)・改修工事費ほか○○○○円(税込)を記載してもらってください。 ※2台以上改修する場合はトイレ本体価格の前に必ず(○台分)を記入。 ※原本を確認後、コピーをとってお返します。</p>													
<p>⑥アンケート</p>	<p>・今後の節水型トイレ改修助成制度事業の参考にさせていただくものです。</p>													
<p>⑦各種誓約書等 (必要な場合) (ア-1)住宅の共有・相続に関する誓約書</p>	<p>・トイレ改修工事を行う住宅が共有名義である場合 ・相続登記の手続きが完了しておらず、申請者が相続人の場合 ※②(a)(b)の宛名で申請者の名前が確認できる場合はこの誓約書のみ</p>													
<p>(ア-2)相続人確認書類 (i)か(ii) ※(ア-1)も併せてご提出ください。</p>	<p>・②(a)(b)の宛名で申請者の名前が確認できない(故人の氏名のみ)場合は、(i)「相続人代表者兼死亡者名義の固定資産現所有者指定届書」受付印入コピー(資産税課発行)、または(ii)「戸籍謄本(死亡・関係確認可)」など</p>													
<p>(イ)既存トイレの設置に関する誓約書</p>	<p>・改修前のトイレ設置写真が提出できない場合</p>													
<p>⑧間取り図 (d)~(g)の場合のみ</p>	<p>(d) 2台以上改修する場合…それぞれの箇所を明記。 (e) 併用住宅の場合…住宅・非住宅部分及び改修箇所を明記。 (f) 共同住宅で部屋数が他書類で確認不可の場合…共同住宅の部屋割りが分かる資料に居住している部屋を明記。 (g) 既存の場所から別の場所に改修する場合…各箇所を明記。</p>													



○提出書類の並べ方

①～⑤は必須です

***注意事項**

- ・令和3年度から申請書等への印鑑は不要です。※押印があっても差し支えありません。
- ・容易に消えるインクペンでの記入や、修正の際の修正ペン・修正テープの使用は不可です。

証明書の発行場所・手数料

各種証明書	発行場所	手数料(1通)
②(b) 固定資産課税台帳記載事項証明書	納税課(本庁2階)・市民課(本庁1階)・支所・出口出張所・市民サービスセンター	300円

- ・②(c) 登記事項証明書は、法務局で発行しています。
- ・②(b) 固定資産課税台帳記載事項証明書、②(c) 登記事項証明書の原本還付を希望される場合は、申請時にお申し出ください。